

平成30年度事業計画

I. 事業方針

世界は先行きの不透明な政治情勢と外交関係、人口や経済規模の変動、そして急速な技術革新と競争激化など、近年ますます変化の速度が増しています。一方国内に目を転じると、地域では人口減少により特に郊外において著しい過疎化が進んでおり、まちを維持できなくなるとの声も聞かれます。人手不足が地域経済に影響を与え、懸念も出ています。

国は地域創生を掲げ、地域では地方公共団体が総合戦略で打ち出した事業を本格化しています。平成30年度はこれら施策の効果が徐々に現れてくるものと期待されます。

また、東日本大震災の発生から7年が経過し、東北では地域の人々が復興から未来創造に向け、幸せに暮らしていく道筋を探り日々進んでいます。

こうした中、ほくとう総研は㈱日本政策投資銀行及び同行グループ各社、(一財)日本経済研究所等と連携し、ほくとう地域の自立的かつ持続的発展に寄与すべく、人と人、団体と団体が出会い、情報が行き交うネットワークを構築するためのプラットフォームになりたいと考えています。

公益事業においては、質の高い情報発信を継続し発信内容のさらなる充実を目指すとともに、他機関や学識経験者との連携型の自主研究を引き続き実施し、ほくとう地域の「次の豊かさ」を探ってまいります。また、6か年目を迎える地域活性化連携支援事業においては、これまでの実績と課題を踏まえ、新進の若手研究者などへの助成を実施し、ほくとう地域の活性化に資する取り組みを支援してまいります。

収益事業においては、これまで蓄積した情報やネットワークを活かし特長を発揮できる分野を見定め、クライアントに評価される受託調査を行ってまいります。

ほくとう総研の財団運営は、マイナス金利が継続する状況下、基本財産受取利息の大幅な減少により厳しさを増しております。しかしながら、こうした厳しい時代であるからこそ、公益事業・収益事業の着実な実施により真に地域に貢献できる存在、次の豊かさや幸せのかたちを探ることのできる存在でありたいと考えております。

II. 事業活動

1. 公益事業

(1) 地域活性化連携支援事業

ほくとう総研と同趣旨の目的で活動する団体や研究者等が実施する事業に対して、資金助成を行います。

単なる資金供給にとどまらず、事業の実施に必要な情報提供やネットワークづくりも視野に事業を支援してまいります。

昨年度に行った実績及び課題の総括を踏まえ、団体に対しては1件あたり100万円、研究者個人に対しては1件あたり50万円を目安に助成します。また、過去に実績のない地域への支援を優先的に行うとともに、これまでの助成先の新たな事業に対しても助成を検討してまいります。

(2) 調査研究事業

(共同研究)

昨年度、(公財)はまなす財団、国際教養大学アジア地域研究連携機構と連携して実施した共同研究「しなやかに再生する地域づくり研究会」での実績を踏まえ、(公財)はまなす財団等とともに、地域「経営」に関する研究会を立ち上げます。

地域の資源や人材を活かした特徴ある地域づくりと、地域課題の解決を地域「経営」という視点で捉え、先進事例調査等により、その方向性を研究します。効果的な研究会運営を図るとともに、調査研究成果の発信に努めます。

(企業研究)

経済や社会の変動に対応し、人的資源やネットワークを活かしながら成長を続ける企業経営者等に対する取材を継続します。

(3) 情報発信事業

(情報誌の充実と活用)

情報誌「NETT」を、年4回発行します。

引き続き時代の半歩先を行く特集テーマを設定し、企業経営者インタビューの実施、新進の研究者からの寄稿を得て、地域の未来とこれからの経済・企業経営・社会がわかる充実した内容となるよう努めます。加えて地域における斬新な取り組み、地道な取り組みを取り上げ全国へ広報していきます。出捐者など「NETT」送付先の方々が手にとって読みたくなる情報誌、役に立つ情報誌を目指します。

(講演会の開催)

(株)日本政策投資銀行および(一財)日本経済研究所と連携して、札幌、仙台、新潟など主要都市での講演会を引き続き開催します。

2. 収益事業(受託調査事業)

受託案件の増加を目指します。(株)日本政策投資銀行をはじめ関係機関と連携しながら、ほくとう総研の蓄積した情報やネットワークを活かせる調査の受託に注力します。

Ⅲ. 資金運用

財産の安全かつ適正で効率的な運用に努めてまいります。

低迷する長期金利の影響により、ほくとう総研の基本財産受取利息は近年大きく減少しています。

平成 30 年度は、満期を迎える予定の債券はありません。平成 29 年度満期を迎えた東北電力債 20 百万円および既存の定期預金 1 億円について、債券市場の動向を注視しつつ、国債、地方債、政府保証債及び A- 相当以上の格付の円建債券もしくは定期預金等により効率的な運用を行ってまいります。その際、運用資産のうち償還年限が 10 年を超える債券での運用が 3 割弱を占める現状を踏まえ、償還年限 10 年以内の運用を行います。また、事実上の元本保証など資産価値の維持を図ることが可能と認められる場合に限り、債券以外での運用を資金運用規程に基づき検討し、理事会に諮ります。

以 上